

# デジタルガバメントの実現に向けた取組における 課題と対応の方策について



平成31年3月

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

## 横断的施策による「行政サービス改革」の推進

### 【デジタルファースト】

#### (1) 行政サービスの100%デジタル化

- 各種手続の**オンライン原則の徹底**
- ✓ 手続毎に**業務改革（BPR）、システム改革**を実施の上、**行政サービスのデジタル化を徹底**する
- ✓ 押印や対面等の本人確認等手法の在り方を再整理
- ✓ 民－民手続についてもオンライン化に向けた見直しを実施

### 【ワンスオンリー】

- **行政手続における添付書類の撤廃**
- ✓ マイナンバー制度等を活用し、**既に行政が保有している情報は、添付書類の提出を一括して撤廃**
- ✓ 以下の事項の検討と合わせ、添付書類を一括して撤廃するための**法案を可能な限り速やかに国会に提出**
  - ・ **登記事項証明書の提出不要化**
  - ・ **住民票の写し・戸籍謄抄本等の提出不要化**

### 【コネクテッド・ワンストップ】

- ✓ 主要ライフイベントである以下の3分野を先行分野とし、**民間サービスとの連携も含めたワンストップ化を推進**
  - ・ **引越しワンストップサービス**
  - ・ **介護ワンストップサービス**
  - ・ **死亡・相続ワンストップサービス**

## 各府省計画の策定と個別分野のサービス改革

### 【各府省中長期計画の策定】

- ✓ 各府省のITガバナンスを強化し、上記の各種取組を推進するため、**各府省におけるデジタル改革の中長期計画を平成30年上半期を目途に策定**  
(平成30年6月29日策定済)

### 【個別分野におけるサービス改革】

- ・ 金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)
- ・ 遺失物法関係サービスの利便性向上
- ・ 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上
- ・ 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化
- ・ 住民税の特別徴収税額通知の電子化等
- ・ 電子調達サービスの利便性向上
- ・ 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進
- ・ 在留資格に関する手続のオンライン化
- ・ 旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化
- ・ 相続税申告のオンライン化
- ・ 社会保険・労働保険関係の電子申請の利用促進
- ・ 公的年金関連サービスのデジタル化
- ・ ハローワークサービスの充実
- ・ 特許情報提供サービスの迅速化
- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実

### 【オープンデータの推進】

#### (2) 行政保有データの100%オープン化

- **オープンデータ・バイ・デザイン**の推進
- ✓ **オープンデータを前提とした業務・システムの設計・運用**の推進
- ニーズの把握と迅速な公開
- ✓ **民間事業者等との直接対話**を通じた民間ニーズの把握とこれに対応したオープン化の加速
- ✓ 内閣官房が作成し地方に展開した**推奨データセット**に基づくデータ公開の推進。今後推奨データセットを随時追加・見直し。

### 【行政データ標準の確立】

#### (3) デジタル改革の基盤整備

- **行政データ連携標準**の策定
- ✓ 日付・住所等の**コアとなる行政データ形式について、データ連携の標準を策定**
- 語彙・コード・文字等の標準化
- ✓ **施設・設備・調達等の社会基盤となる分野**について、語彙・コード等の体系を**行政データ標準リスト（仮称）**として整理

### 【法人デジタルプラットフォームの構築】

- ✓ 複数手続を**一つのIDで申請できる認証システム**の整備や**法人インフォメーションの活用**等を通じ、**データが官民で有効活用**される基盤を構築

### 【政府情報システム改革の着実な推進】

- ✓ これまでの取組により、**年間約1,118億円の運用コストの削減**を見込んでいる状況。政府情報システム改革を引き続き推進し、**システム数の半減、運用コストの3割削減を確実に達成**

「行政手続等の棚卸」等を踏まえ、以下の分野で先行的にサービス改革を推進

## ①「デジタル・ガバメント実行計画」の決定（主要施策）

### （1）添付書類の撤廃

- 添付書類を一括して撤廃するための**法案の作成**。
- 行政機関同士の**情報連携**等により、添付書類を撤廃するシステムの整備。



### （2）オンライン化の徹底

- 現状、13%（※）しか進んでいないオンライン化の実施を徹底させるため、

① **本人確認手法の見直し（対面、押印、証明書類の提出など、全体としてあり方を検討）**。

② 制度やこれまでの行政事務の慣習を1から見直す **「業務改革（BPR）」**の推進。

※全体46,385手続のうち5,944手続 ※件数ベースでは73%



### （3）複数手続のワンストップでの処理

- 引越し、介護、死亡・相続、などのライフイベントの際の煩雑な各手続をワンストップ化。  
（例）引越しの際の、「年金や健康保険の住所変更届」や「自動車の変更登録」などの諸手続をワンストップで実施できるシステム連携等の可能性を検討する。

## ②各府省に対する「中長期計画」策定の義務付け

- 上記の政策の実効性を高めるため、各府省の取組とスケジュールを明記した、**「中長期計画」の策定を義務付け**。（平成30年6月29日策定済）

# デジタル手続法案※の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

## ①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル行政推進法）に変更

### 情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

### 行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

#### 行政手続における情報通信技術の活用

##### 行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

##### 添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

#### デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

#### デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

#### 民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

# デジタル手続法案の概要②

## ②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

### 本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

### 公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- **国外転出者の本人確認情報の公証**（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- **国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用**  
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現

### 本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- **本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証**（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）  
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり実現（オンライン手続・本人確認、添付書類省略の前提）

### 公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- **利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）**
- **個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）**

### 個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- **罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加**
- **社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加**

# デジタル時代の新たなIT政策の方向性について～行政のデジタル化の徹底～

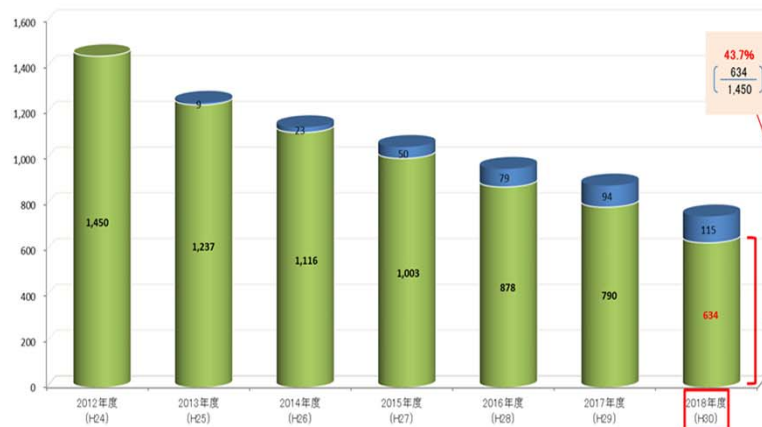
(平成30年12月19日IT総合戦略本部資料1より)

- 行政サービスの質の向上を図り、国民の事務に係るコストと負担を削減するためには、効率的かつ国民が使いやすい政府の情報システムを構築することが重要。
- そのため、各府省の情報システム関係予算について、一元的なプロジェクト管理を強化するなどの取組を進め、更なる政府の情報システム改革の加速化。

## 1 政府の情報システム改革の現状

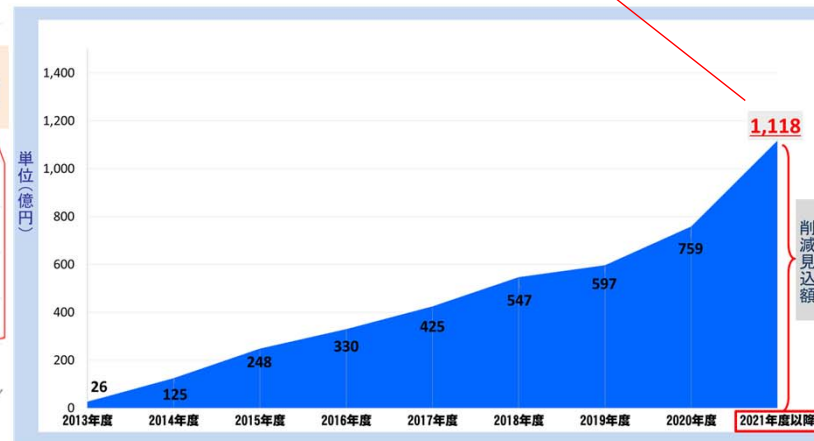
### ①情報システム数

平成30年度に**56%**削減見込み  
(平成24年度比)



### ②政府の情報システムの運用コスト

2021年度までに**約29%**の削減見込み  
(削減額1,118億円)



## 2 これまでの政府の取組

- ◆ 政府CIO自ら**500回**を超えるヒアリング・レビューを実施。
- ◆ ハローワーク、公的年金、国税、登記・法人設立等の**大規模システム**について**3割**を超える運用コストの削減を見込む
- ◆ 農地情報公開システムの全国一元化など、**地方自治体も含めたシステム統合**の取組も推進

## 3 今後の取組の方向性

- ◆ 各省の情報システム関係予算について、予算要求から執行の各段階において、一元的なプロジェクト管理（調達手法の見直しを含む）を強化することにより、政府の情報システム改革を加速化する。
- ◆ 引越し等に関する事務のワンストップ化など、国民の事務負担を削減する取組を進めるとともに、高齢者や障害者に寄り添い、また地域の成長・再生・維持につながる「人に優しいデジタル化」を実現するための施策を促進する。

# 情報システム予算・調達に関する課題認識

(平成31年2月15日デジタル・ガバメント閣僚会議資料2より)

## 課題

### 【予算】

- ✓ デジタル化のメリットは共用、集約によって最大化。政府においては、予算が各省縦割りで要求、措置されており、共用、集約ができない上、重複要求、重複投資の回避が困難。

### 【調達】

- ✓ 各府省がバラバラに調達しており、クラウド等を活用したスケールメリットが得られない。統一的なセキュリティの確保、システムやデータの標準化も進まず。
- ✓ 複雑、硬直的なシステムでは、一者応札のケースが散見され、競争原理が十分に働いていない。最新の動向を踏まえた技術や開発手法などの導入が進みにくい。

### 【人材・体制】

- ✓ 多くの府省では、経験を十分に積む機会がなく調達能力がバラバラ。加えて、知見やノウハウの蓄積、横展開を継続的に実施できる体制がない。
- ✓ 最先端の知識、技術を活用できる人材や仕組みがなく、デジタル化の進展に対応できていない。



## 実現の方向性

政府全体の総合調整機能を持つ内閣官房（政府CIOを中心とするIT室）において、政府における情報システム調達に係る予算の要求から執行までを一元的に管理。

⇒ 制度、財源、人材の各面から各府省の協力を得て、十分な検討の上、実現